

FIT制度が求める持続可能性を確認できる 第三者認証について

令和3年11月
資源エネルギー庁

バイオマス持続可能性WGにおける主な論点

- 本WGでは、2018年度から **合法性・持続可能性の確保に有効と考えられる「第三者認証」のあり方**について検討・具体化。2020年度からは追加項目として、「**食料競合**」、「**ライフサイクルGHG**」について検討中。
- これまでの検討結果と今後の主な論点は以下のとおり。

持続可能性基準	<ul style="list-style-type: none">・FIT制度における持続可能性基準を具体化 環境 ・ 土地利用変化への配慮、生物多様性保全 等 社会・労働 ・ 労働者の権利保護、児童労働規制 等 ガバナンス ・ 法令遵守、適切な情報公開 等 その他 ・ サプライチェーン上の分別管理、認証の第三者性の担保 等・FIT認定に利用可能な第三者認証としてRSPO、RSB、GGLを認定・2021年度は、MSPO、ISCC、農産資源認証協議会をヒアリング。年内に結論を得て、今年度中の算定委への報告を目指す。【→本日のWGで詳細を議論】
食料競合	<ul style="list-style-type: none">・非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと整理済み。・可食のバイオマス種及び主産物については、海外における議論の経過も注視しつつ、我が国においても、必要に応じて、FIT制度上の扱いを検討。
ライフサイクルGHG	<ul style="list-style-type: none">・第6回WGにおいて、ライフサイクルGHGの基準における大きな論点は、①算定式、②排出量の基準、③確認方法の3つと整理した。・①算定式は概ね整理済。今年度中の算定委に報告予定。・②排出量の基準については、削減率の水準の検討が必要。年内に結論を得て、今年度中の算定委への報告を目指す。【→本日のWGで詳細を議論】・③確認方法については、確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の作成が必要。制度設計には詳細の議論が必要であるため、年内に検討の方向性を議論し、検討スケジュールを含めて今年度中の算定委への報告を目指す。【→本日のWGで詳細を議論】

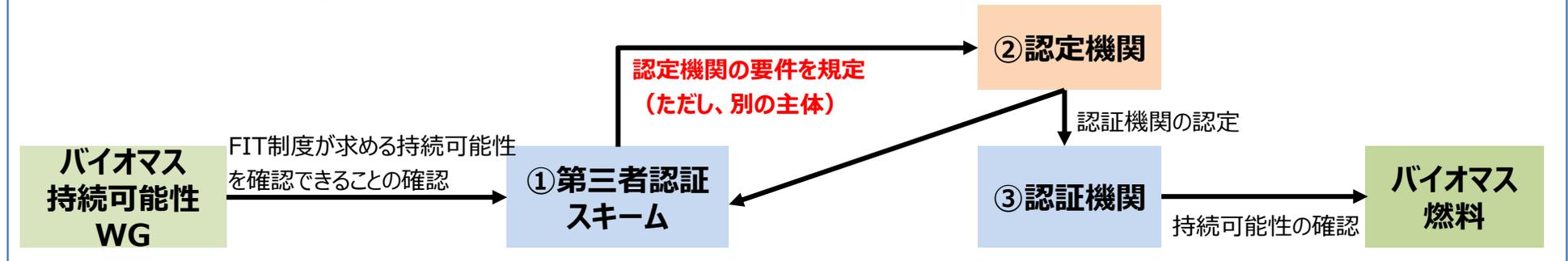
本日の論点

- 第11回WGにおいて、以下の御指摘をいただいた。
 - ガバナンスの独立性・第三者性を継続的且つ組織的にどのように担保するのかを明確にするべき。どのような条件を満たせば、組織的・制度的にクリアしているといえるのかについて基準を定めるべきではないか。
- 上記の御指摘について、FIT制度において既に持続可能性の確認に用いている第三者認証スキームでの中立性の担保の在り方を踏まえ、FIT制度で求める第三者認証スキームの中立性の担保に関する基準について御議論いただきたい。

持続可能性基準における認証の中立性の担保の考え方

- これまで本WGにおいて整理した基準の下では、以下の役割分担によってバイオマス燃料の持続可能性を確認することが想定されてきた。
 - ① 第三者認証スキームの運営主体による要求事項の設定
 - ② ①の主体とは異なる認定機関による認証機関の認定
 - ③ ①及び②の主体とは異なる認証機関による個別燃料のスキームへの適合確認
- したがって、現行の仕組みにおいては、少なくとも認証機関の第三者性は担保されていると評価できるのではないかと。
- 他方で、認定機関については、第三者認証スキームの運営主体と別の者であることは求めているが、それ以上の基準は設けていない。したがって、認定機関の選定基準を明確化することにより、第三者認証スキームの中立性を十分に確保することが可能と考えられるのではないかと。

<認証の中立性の担保のイメージ図>



認定機関の中立性確保について（ISO17011）

- 認定機関の中立性を確保する上では、一般に、ISO等の国際的な認証制度等の確認を受けた者を認定機関とすることが考えられるのではないか。
- この点、ISOでは、ISO17011において、**認定機関が国家的・国際的なレベルで承認されるための、試験所認定制度の運用に関する要求事項**が規定されている。具体的には、例えば、以下のような要求事項が定められている。

4.6 認定スキームの確立

4.6.1 **認定機関は、認定スキームを開発又は導入しなければならない。認定機関は、関連する規格及び／又は他の規準文書を参照して、その認定スキームのための規則及びプロセスを文書化しなければならない。**

4.6.2 **認定機関は、使用する手引、適用に関する文書又は規準文書が、必要な力量をもつ委員会又は要員によって、適切な利害関係者の参加を得て開発されることを確実にしなければならない。**

5 組織構成に関する要求事項

5.1 **認定機関は、公平性が確保されるように組織を編成及び運営しなければならない。**

5.2 **認定機関は、権限・責任系統を含む全体の組織構成を文書化しなければならない。**

（略）

5.5 **認定機関は認定の決定に対する権限及び責任をもたなければならず、認定の決定を他の組織又は人の承認に委ねてはならない。**

- 当該規格が国際的に信任されているものであることを踏まえれば、①FIT制度における持続可能性基準における**認定機関はISO17011に適合していることが確認された者**であり、②認定機関において**ISO17011に適合した、第三者認証スキームの認証を行う認証機関の認定スキームが整備されていること**、を中立性を確認する基準とすることが妥当と考えられるのではないか。

既存の第三者認証スキームのISO17011への適合状況

- 現時点でFIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証スキーム（RSPO、RSB、GGL）における、認定機関のISO17011への適合の状況は以下のとおり。
- いずれの第三者認証スキームについても①認定機関がISO17011に適合する者であること、②同規格に基づいた認証機関の認定スキームが整備されていること、が確認できた。

第三者認証	認定機関のISO17011への適合状況
RSPO2013	<ul style="list-style-type: none">● 認定機関はASI（Assurance Services International）● ASIはISO17011に適合
RSB	<ul style="list-style-type: none">● 同上
GGL	<ul style="list-style-type: none">● 国際認定フォーラム（IAF）メンバー又は欧州認定協力機構（European co-operation for Accreditation）と二者協定を結んだ認定機関が認定を行う。● IAFメンバーは全てISO17011に適合している。欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関はISO17011に相当する基準を満たす。● 実態としては、オランダの認定機関RVAが認定を実施しており、RVAはISO17011に適合